

『公益通報者保護に関する規程』新旧対照表

新（改定後）公益通報者保護に関する規程	旧（改定前）公益通報者保護に関する規程	備考
第1条～第3条 省略（変更なし）	第1条～第3条 省略	
（通報等の方法） 第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、FAX、郵送又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。 (1) 人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事 (2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等 ヘルプライン窓口 監事 ただし、通報等を受けた監事は、コンプライアンス担当理事とその後の方針について協議を行うことができるものとする。 (3) その他の事項に関する通報等 <u>（ハラスメントに関する相談・通報等を含む）</u> ヘルプライン窓口 総務部長 2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。	（通報等の方法） 第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、FAX、郵送又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。 (1) 人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事 (2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等 ヘルプライン窓口 監事 ただし、通報等を受けた監事は、コンプライアンス担当理事とその後の方針について協議を行うことができるものとする。 (3) その他の事項に関する通報等 ヘルプライン窓口 総務部長 2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。	文言修正（に） ハラスメントに関する相談窓口は、公益通報者保護に関する規程第4条(3)「その他の事項に関する通報等＝総務部」と同じとする。
第5条～ 変更なし	第5条～ 変更なし	
附 則 この規程は、令和8年10月1日から施行する。（令和8年9月29日理事会議決）		